

情報公開制度の改正の方向性の概要

情報公開法が「国民の知る権利」を保障するものであることを確認し、あわせて情報公開法を、「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容の法律に改正します。

「国民の知る権利」の保障

開示対象の拡大・明確化

- 不開示情報の厳格化
不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、厳格化します。特に、不開示情報該当性の判断につき、実施機関に広範な裁量を与える規定を見直します。
- 内閣総理大臣の措置要求制度
開示すべき文書が確実に開示されるようにするため、行政機関の長が、不開示決定をした場合に、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し、不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができる制度を設けます。

開示手続の迅速化・強化

- 開示実施手数料の減額・減免規定の強化
開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げます。
- 開示決定までの期限の短縮
開示請求から開示決定等までの原則的期限を30日から14日に短縮します。また、期限の特例として、無期限の延長が許されていた規定を改め、法定期限(60日)を導入します。
- 期限内に開示決定等がなされない場合の救済
期限内に開示決定等がなされない場合には、不開示決定がなされたものとみなすことができるものとするにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟に移行することができるようにします。

事後救済制度の強化

- 不服申立手続における諮問手続の強化
不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの期間が法定されていなかったことを改め、法定期限(14日)を導入します。
- 情報公開訴訟手続の抜本的強化
情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにします。
また、裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面(いわゆるヴォーン・インデックス)の作成・提出を求める手続を導入します。
さらに、裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入します。